

論 説

一時居所支援から見てきた「ホームレス」の再定義
—— 高知県内における支援活動をふまえて ——田 中 きよむ
霜 田 博 史
玉 里 恵 美 子

はじめに

厚生労働省による地方におけるホームレス把握は目視調査（「概数調査」）だけに基づいており，都市部において（東京23区，政令指定都市，ホームレス50名以上の市）過去4回のみ（2003・07・12・16年）おこなわれた具体的な生活状況の聞き取り調査（「生活実態調査」）の対象にもなっていない。その結果，都市部に見られる定住型・集団型ホームレスとは異なり（田中・霜田2021，田中・石川2022），地方におけるホームレスは移動型・孤立型の傾向が見られるが，公衆に紛れる行動・生活形態ゆえに把握されにくいことを明らかにした（田中2021）。

本稿では，高知県におけるホームレス支援活動の中で2022年1月より始めた居場所づくりによって新たに把握された「ホームレス」の存在に着目し，「ホームレス」の再定義の必要性が生まれていることを問題提起したい。

ホームレスに対する行政支援等を進めるため，「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が2002年8月に制定・施行された。当初は2011年8月までの時限立法とされていたが，2017年8月まで有効期間が延期され，さらに2027年8月まで再延期された。本法におけるホームレスの定義は，「都市公園，河川，道路，駅舎その他の施設を故なく起居の場とし，日常生活を営んでいる者」と

されている（同法第2条）。しかし、実際には、それぞれの事情によってホームレスとなっているのであって、「故なく」ホームレスになっているわけではない。また、この定義を固定的に捉えて解釈すれば、定住型のホームレスのみを狭く捉えてしまうことになる。しかも、実際には家族がいて実家がないわけではない「ホームレス」を明示的に包摂し切れない。

夜回り支援で把握される屋外居住を常とするオーソドクスなホームレス以外に、一時的な居所支援を始めたことを通じて新たに再発見された「ホームレス」の方々は、2022年1月以降20名以上であり、自ら支援を求められてくる方や若い世代、女性も少なくない。新たに再発見された「ホームレス」のほぼ共通した背景として、職場、地域、家庭における人間関係が損なわれ、とくに家庭における夫婦関係や親子関係の破綻があることが明らかになった。そして、それはオーソドクスなホームレスにも共通する再認識となりつつある。したがって、物理的な「ハウス」がある場合も含め、心の居場所を喪失する「ホームレス」を広く包摂する再定義が必要である。

I 公式統計上のホームレスの推移

厚生労働省が毎年公表しているホームレスの全国調査結果は、調査が開始された2003年以降、以下の通りである（図表1）。景気の動向の他、ホームレス自立支援施策や生活保護施策、民間支援（市民活動）団体の取り組みなどにより、ホームレスの人数が減少傾向にあることがうかがえる。しかし、これまで、具体的な生活状況の聞き取り調査は4回（2003・07・12・16年）しかおこなわれておらず、それ以外の年は、眼で見て判断する目視による概数調査（人数、性別、所在場所）のみである（いずれも、各年1月調査）。

図表1 ホームレス人数の推移

2003年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
25,296人	18,564人	16,018人	15,759人	13,124人	10,890人	9,576人	8,265人	7,508人
2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	
6,541人	6,235人	5,534人	4,977人	4,555人	3,992人	3,824人	3,448人	

出所) 厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査」

注) 朱筆の年は「生活実態調査」、それ以外は「概数調査」(各年1月調査)

厚生労働省による高知県におけるホームレス調査結果は、比較的最近の2010年以降で見ると、以下の通りである(図表2)が、いずれも概数調査である。

図表2 高知県におけるホームレス人数の推移

2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
5人	8人	5人	4人	3人	5人	6人
2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	
3人	1人	1人	0人	3人	4人	

出所) 図表1に同じ

個別の具体的な生活状況の聞き取り調査(「生活実態調査」)は、前述の通り、過去4回しかおこなわれていないが、東京23区、政令指定都市、ホームレス50名以上の市を対象が限定されている。したがって、高知県を含む四国四県をはじめ、地方では目視による概数調査しかおこなわれていない(しかも年1回の公務時間帯に限られている)。しかし、目視だけではホームレスかどうかを正確に判断することはできず、コミュニケーションによって確かめる必要がある。

たとえば、2022年調査結果では、高知県におけるホームレスは4名(すべて高知市)、うち男性4名・女性0名として公表されているが、次節で述べるわれわれ市民活動において2022年1~9月に明らかに把握したホームレス(定住先のない狭義に限定)は、女性に限定しても6名になる。

Ⅱ 高知県におけるホームレス支援団体による支援活動の状況

筆者（田中，霜田）らは，高知県におけるホームレス支援と貧困問題を考えることを目的とする支援活動団体「こうちネットホップ（Kochi Network for the Homeless and Poor）」を2010年に立ち上げた（代表：田中きよむ）。その設立総会に先立って，2008年から団体活動は始めていたことが，田中による夜回り（昼回り）記録ノートの内容によって確かめることができる。この団体は，当初はNPO法人ではなく，任意のボランティア団体として発足したが，月1～2回程度のホームレスの方々への夜回り（一時期は昼回りもおこなっていた）を基本としつつ，夜回り前の事務局会議，年1～2回の貧困問題を考える講演・学習会の開催やニュースの発行，四国内の他団体との交流などをおこないながら，ホームレスや子ども・高齢者の貧困問題，生活保護制度や国民健康保険制度をめぐる問題などについて，運営スタッフ（5～6名）と会員，一般県民が相互に学び合いつつ，ホームレス支援活動を進めていくことを目的としている。夜回り（昼回り）に際しては，当事者の様子や状況を聞き取り，体調や具合の悪いところがないかを確認し，必要や希望に応じて，血圧測定をおこなったり，食料，懐炉，マスク，団体リーフレット，団体連絡先を記載したポケットティッシュや名刺を渡す。生活保護や生活福祉資金（緊急小口資金や総合支援資金），生活困窮者自立支援制度（自立相談支援や一時生活支援，住居確保給付金など）が必要な人には，市役所や社会福祉協議会につないだり，医療が必要な人には無料低額診療事業所につないだりすることによって必要な支援が受けられるように努めている。

図表3 夜回り(昼回り)ノート17冊



図表4 夜回りノート(2021年4月～)およびステップハウス用ノート(右端)



筆者（田中）による夜回り（昼回り）記録ノートは20冊になるが（図表3・4）、後述の通り、そのうちの1冊は、2022年より始めたシェルター（一時居所支援）事業の利用・問い合わせに関する記録用である（図表4）。

夜回りに際しては、開始前の事務局会議において、前回の見回り状況を確認したり情報共有を図ることもあるが、講演・学習会の開催に向けてのうちあわせなどもおこなう。見回りエリアは、高知市内中心部の定期的に歩いて見回るコースの他、気になる人の情報を得た場合などは、少し遠方まで自転車で出かけるグループや、別ルートで不定期のコースを見回るグループを臨機応変に設ける。

夜回りの場合、事務局会議（19時～）とは別に、20時30分に野外に集合して90分程度の見回りをおこなう。誰でも任意の参加が可能であり、とくに事前連絡も求めない。22時に集合場所に戻ってくると、各グループの状況報告を野外で立ったままおこなう。初参加者には、参加してみたの感想を簡単に話して頂く。見回り参加者は、大学・高校教員、主婦、学生、市役所職員、市議会議員、福祉専門職、報道記者など、多様である。

2018～2022年の見回りボランティアの参加人数と声かけなどをおこなったホームレスの人数は、図表5・6の通りである（田中が個人で見回った時もノートには記録しているが、図表には含んでおらず、また、田中が定例の見回りに参加、把握できなかった時も図表には含んでいない）。前述の厚労省調査によると、2020年は高知県のホームレスは0名と公表され、注目を集めたが、われわれが2020年においておこなった夜回りの日時限りでも、ホームレスが0名になることはなかった。

2022年9月末現在、6年以上の長いおつきあいのあるホームレス5名および最近2～3年で知り合ったホームレス21名（田中が直接確認した人数）以上を合わせると、26名以上になる（定住先のない狭義のホームレスに限定）。

図表5 夜回り（昼回り）ボランティアとホームレスの人数
（2018年1月～2021年2月）

2018年夜回り（昼回り）			2019年夜回り（昼回り）			2020年夜回り（昼回り）		
	ボラン ティア	ホーム レス		ボラン ティア	ホーム レス		ボラン ティア	ホーム レス
1月18日	9名	7名	1月10日	3名	2名	1月16日	5名	4名
3月15日	5名	3名	1月17日	10名	3名	2月20日	9名	3名
4月7日	3名	3名	2月21日	16名	4名	3月12日	5名	3名
4月19日	16名	5名	5月16日	6名	5名	4月16日	6名	3名
5月17日	6名	5名	6月20日	6名	5名	5月21日	2名	2名
6月21日	7名	4～5名	7月18日	5名	3名	6月18日	5名	5名
7月19日	8名	5名	8月22日	2名	1名	7月16日	6名	4名
8月16日	7名	3名	9月5日	2名	4名	8月20日	4名	4名
9月1日	3名	5～6名	9月19日	8名	4名	10月15日	8名	3名
9月20日	8名	6名	10月17日	7名	2名	11月19日	5名	2名
10月18日	8名	7名	11月17日	3名	4名	12月17日	6名	2名
11月15日	6名	4名	11月21日	5名	3名	2021年夜回り（昼回り）		
12月1日	5名	4名	12月19日	7名	3名	1月21日	7名	3名
12月20日	9名	4名	12月28日	2名	3名	2月18日	7名	6名

図表6 夜回り（昼回り）ボランティアとホームレスの人数
（2021年3月～2022年8月）

2021年夜回り			2022年夜回り		
	ボラン ティア	ホーム レス		ボラン ティア	ホーム レス
3月18日	6名	3名	1月20日	11名	5名
4月15日	9名	5名	2月17日	14名	6名
5月20日	6名	4名	3月17日	11名	7名
6月17日	7名	4名	4月21日	14名	5名
7月15日	11名	5名	5月19日	12名	3名
8月19日	5名	5名	6月16日	9名	5名
9月16日	7名	4名	7月21日	8名	4名
10月21日	4名	5名	8月18日	4名	2名
11月18日	10名	7名	9月15日	5名	2名
12月16日	18名	4名			

図表7 食材提供
こうちネットホップ(2021.6.17)



図表8 リーフレットやチラシ
こうちネットホップ(2021.6.17)



夜回りの際には、食材を袋に小分けしたり（図表7）、当事者の希望に応じて、団体のリーフレットや、団体の連絡先を記載したポケットティッシュを手渡すこともある（図表8）。普段は、特別の支援を求められない場合でも、体調悪化時や緊急に支援が必要な場合に連絡してもらい、対応できるようにするためである。

初対面の場合、話しかけることに躊躇する場合もあるが、顔見知りになると、「調子はどうですか?」というような、さりげない会話からコミュニケーションを始める（図表9）。女性メンバーの中には、毎回のように手作り食品を持参する人もいる（図表10）。

図表9 話しかける様子
こうちネットホップ(2021.6.17)



図表10 手作り食品
こうちネットホップ(2021.5.19)



厚労省調査ではホームレスの過少把握になる原因としては、前述の通り、厚労省主催の公式調査では、役場職員による特定の1日だけの就業時間内の目視調査のみによる把握方法では限界があるということである。それだけではなく、ホームレス自身に確認したところでも、自治体職員に話しかけられたことがな

いという証言も複数の人から得られており、役所近辺に日常的に所在しながら把握（しようと）されていない、という問題もある。

また、ホームレス自立支援法で定義づけられている通り、特定の「施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者」という定義を恒常的、固定的に狭く解釈すれば、可動性の高いホームレスが定義上、除外される可能性がある。われわれ支援団体の側でも、目視では把握しきれず、ホームレスかどうかの確信が得られないという問題もある。都市部で見られる定住型、集住型のホームレスとは異なり、地方では、移動型、孤立型ホームレスの傾向が強い。人数が少ないだけに特定の場所に見えやすい形で定住すれば、かなり奇異な形で目立ってしまうことになる。それだけに、可動性が高くなったり、外見では判断しにくい場合、コミュニケーションをとらないと、目視だけでは余計に見分けがつきにくくなる。

図表11 お遍路姿のホームレス
(2022.9.10)



実際、お遍路の姿を取っていたり（図表11）、絵描き売りの姿であったり、バスの乗客を装ってバス停で座っている姿を目撃することもある。その他、図書館利用者、パチンコ店の休憩室で休憩するパチンコ利用者（客）、公園などで読書や休憩をする人などとして、装ったり紛れているように見受けられることがある。久しぶりに再会した60代のお遍路姿のホームレスは、托鉢をしながらも質問に応じて下さったが、橋の下で寝泊まりする生活を20年以上も続けている、とのことであった。

そのような見分けがつきにくいながらも、野外で見かけるホームレスとは異なり、シェルター（一時居所）事業を始めることによって、いわば潜在的な「ホームレス」の人々が居場所を求めて来られる状況が浮かび上がってきた。

Ⅲ シェルター事業の取り組みから見えてきたもの

われわれ市民活動団体としては、生活困窮者やホームレス、DV被害者等に、緊急避難場所を整備・提供し、生活保護等の福祉制度につなげることで、自立生活を取り戻すための再スタートの場として確保する課題に直面してきた。生活困窮者自立支援制度の一時生活支援（就労自立をめざせる対象者が中心に置かれている）や婦人相談所（女性相談支援センター）の一時保護（携帯電話等は預け、外出できない）では対応しきれないニーズに応える、という制度の狭間への対応も課題となっていた。

そして、他のNPO法人（居住支援法人）等との連携を図りながら、「生活支援計画」を立て、生活保護制度等につながるまでの間、居住・生活支援を行い、生活保護制度等を受けたり恒常的な居住地が確保された後も、できる限り見守り等の伴走型支援をおこなうことをめざしていければ、と考えた。そのことにより、生活困窮者、ホームレス、DV被害者等の緊急避難場所として提供することにより、関係機関・団体と連携し、自立に向けた支援をおこなうことで、誰一人排除されずに居場所のあるまちづくりに寄与できるものと考えた。

われわれの活動がNHKの特集番組でテレビ放映されたこともあり、その視聴者などから寄付金を戴けたこともあって、2021年には、アパート2室分を確保し、リフォームすることができた（「ステップハウス」）。同年10月には体験利用をできる形に整えた（図表12・13）。

図表12 こうちネットホップ
「ステップハウス」
(2021年10月)



図表13 こうちネットホップ
「ステップハウス」
(2021年10月)

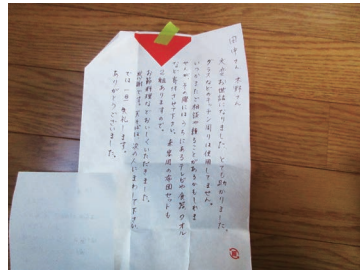


テレビ放映だけでなく、地元・高知新聞を始め、朝日、毎日、読売の各新聞社からも取材を受けて報道されたこともあり、結果的には報道を通じて各方面、県内外に知られるようになった（図表14）。2022年1月から正式オープンしたが、元日から利用1件、問合せ・相談1件があった。利用されたDV被害者からは、お礼の言葉や物品寄付を戴いた（図表15）。一般の方々からも、米や寝具等の物品等のご寄付を戴いた（図表16・17）。

図表14 こうちネットホップ
（朝日新聞2021.12.25）



図表15 こうちネットホップ(2022.1月)
:利用者からのお手紙



図表16 こうちネットホップ(2022.1月)
:県内からのご寄付



図表17 こうちネットホップ(2022.1月)
:県内からのご寄付



図表18 シェルター利用・問合せ・寄付状況

2021年10月:1件のご案内		
①60代女性ホームレス →見学されるも,モニター利用に至らず		
2022年1月~2022年9月末		
15件のご利用		
①DV被害40代女性	⑦DV被害20代女性	⑬DV被害50代女性
②ホームレス60代男性	⑧ホームレス60代男性	⑭ホームレス20代男性
③ホームレス60代男性	⑨ホームレス10代男性	⑮ホームレス50代男性
④ホームレス20代男性	⑩ホームレス30代女性	
⑤DV被害50代女性	⑪ホームレス50代女性	
⑥DV被害70代女性	⑫ホームレス60代女性	
(⑤⑥子からの家庭内暴力被害)		
12件の問い合わせ・検討(本人7件,支援者5件)		
①ホームレス可能性20代女性	⑦ホームレス40代男性	
②ホームレス50代男性	⑧ホームレス50代男性	
③ホームレス可能性40代女性(親子関係悪化)	⑨ホームレス70代女性	
④ホームレス可能性50代女性(近隣トラブル)	⑩刑余者40代男性	
⑤ホームレス30代男性(知り合い宅)	⑪ホームレス年齢不詳男性	
⑥ホームレス可能性女性(DV被害)	⑫ひきこもり50代女性(親子関係)	
11件の寄付等申し入れ		
野菜,米,食器,家財道具,現金,無償の住居・居室利用,ボランティア等		

2022年1月~9月末の間にシェルター利用(宿泊)された方は15名であり、うち、男性7名・女性8名と女性の方が多く、年齢は10代~70代と幅広い。ホームレスが10名、DV被害者が5名となっている(図表18)。利用には至っていないが、問合せ・相談を受け、検討の対象となった方が12名いるが、今後、利用に転換する可能性のある方もいる。すなわち、シェルター利用や問合せ・相談を通じて把握された「ホームレス」に限っても、2022年の1年足らずで、30名近い方々が確認されたことになる(むしろ、長年つきあいのある夜回りで見えるホームレスの方々は、利用を求められない傾向がある)。

図表19 シェルター利用者の概況

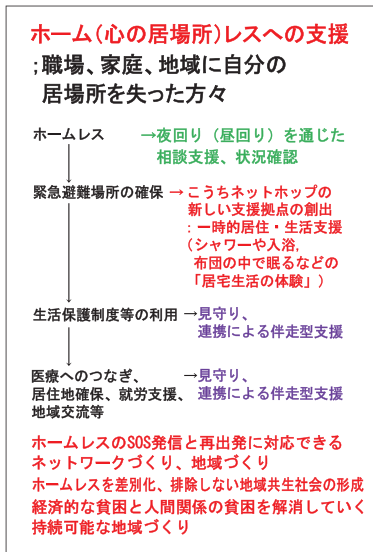
- ①DV被害女性（2022年1月利用）；言葉による暴力、居室内からも出にくい状況
- ②ホームレス男性（2022年1月利用）；障害により地域内で孤立
- ③ホームレス男性（2022年1月利用）
；職場トラブル→刑余者→ステップハウス→居住地確保・生活保護→福祉系専門学校
- ④ホームレス20代男性（2022年1月利用）；母親との関係悪化
- ⑤⑥家庭内暴力被害女性親子（2022年3月利用）
；障害のある子による母・祖母への物損暴力→新生活の見通しへ変化（世帯分離）
- ⑦DV被害20代女性（2022年3月利用）
；社会的養護→就職→夫によるDV→離婚見込み
- ⑧ホームレス60代男性（2022年4月利用）
；県外から高知に居場所を求めて来られる
- ⑨ホームレス10代男性（2022年6月利用）
；社会的養護→就職→職場人間関係悪化により退職→ステップハウス
→居住地確保・就労
- ⑩ホームレス30代女性（2022年7月利用）
；疾病・障害、保護辞退後も両親との関係悪化→居住地確保・保護申請へ
- ⑪ホームレス50代女性（2022年7月利用）
；家族と死別・絶縁、体調不良、保護再開へ
- ⑫ホームレス60代女性（2022年7月利用）
；子との関係悪化、ホームレス→ステップハウス→ホスピス入院、保護決定
- ⑬DV被害50代女性（2022年8月利用）
；夫からの暴力→離婚調わないが定住先確保
- ⑭ホームレス20代男性（2022年8月利用）
；社会的養護→就職→退職→実親受入れ拒否→求職
- ⑮ホームレス50代男性（2022年9月利用）
；骨折→退職→保護→お遍路→病院→ステップハウス→保護申請

実際の利用（宿泊）者の概況にある通り（図表19）、ホームレス状態にある人も、そうとは言い切れない（親や配偶者のいる実家がある）人も含めて、家庭や職場、地域に居場所を見出せなくなった人が一時避難的に居場所を求めて来られている状況がうかがえる。恒常的に野外で暮らされるホームレスとは異なり、親や配偶者のいる実家（ハウス）がある場合も含めて家族との関係悪化により、また職場・地域の人間関係悪化により、自分の居場所を求めて利用されていることがわかる。逆に、恒常的に野外で生活されているホームレスの方々も、家庭、職場、地域における人間関係が損なわれることを契機・背景として、ホームレ

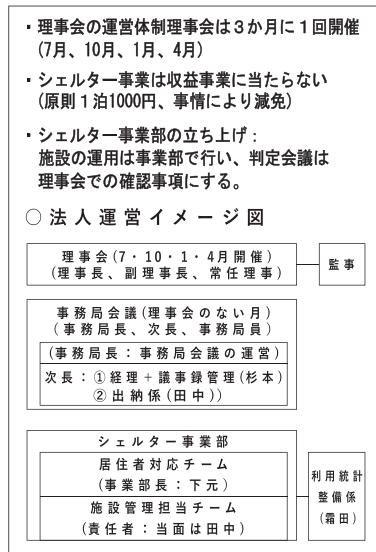
スになられている方々が見出された（田中2021）。

それらの状況をふまえると、「ホームレス」の定義の再検討が求められる。ホームレス自立支援法では、「都市公園，河川，道路，駅舎その他の施設を故なく起居の場とし，日常生活を営んでいる者」と定義されているが，それは物理的な居住場所としての「家」（ハウス）を持たない場合に限定される。家族が住む実家がある場合も含めて（ある利用者は県外から両親の住む高知県内の実家の玄関先で門前払いされ，野宿を経て，シェルター利用につながっている），「ホームレス」を再定義する必要がある。すなわち，「家庭，職場，地域等における人間関係が損なわれた結果，自分らしく居られる心の拠り所としてのホームを喪失し，探し求めている人」と言えるだろう。その場合の心の拠り所とは，必ずしも物理的なハウスだけを指すとは限らず，安らかでいられる人と人との人間関係を随伴する居場所と言えるだろう。そのような再定義は，「ホームレス」の原因を必ずしも経済的困窮だけに求めるのではなく，人間関係の困窮（生きづらさ）に着目する必要性を示唆するものである。

図表20 「ホームレス」支援と居場所づくり、地域づくり



図表21 ボランティア団体からNPO 法人への転換（2022年4月8日設立認証）に伴う組織図イメージ



そういう意味では、「ホームレス」支援と居場所づくり、地域づくりは結びついている（図表20）。そのような生活困窮者支援を軸として、生きづらさに直面した人々に寄り添い、誰もが排除されない地域社会に向けて、われわれの市民活動団体も組織強化を図る必要があることから、2022年4月よりNPO法人化した（図表21）。生きづらさを自己責任とせず、寄り添い、包摂する地域社会の形成こそが、そのミッションとなる。

おわりに

先ごろ、著名人によるホームレスや生活保護受給者の人格を否定する発言（ネット上の発信）が社会的に注目を集めた。しかし、そのような発言でさえも支持する匿名の意見がネット上では少なくないように、それは必ずしも一個人の特異な極論とは言えず、社会的意識としては一定の潜在的な層が形成されている。

そのような発言は、貧困の原因を個人の特性に求め、その人格的問題に帰着させる古典的な貧困観の再現のように映り、生活困窮者を懲罰的な対象と捉える前近代的な救貧思想・施策を彷彿とさせる。しかし、今日においても、誰しも貧困問題に直面するリスクはむしろ強まっている。コロナ禍や地震による生活困窮は、誰しもが直面し得るリスクである。

ホームレス支援をする中で出会った人々の中には、コロナ禍の下でも住民票がないために特別定額給付金や生活福祉資金、ワクチン接種券等を受けられていない人々もいる。就業中に受けたパワハラによってうつ病になり自殺を図ろうとしていた人もいれば、家族の中で孤立して心の居場所を失いホームレスになった人もいる。

国による都市部の実態調査によっても、ホームレスの直前は正社員であった人が4割程度を占めている。傷病や障害、失業によって生活保護が必要になることも、誰にでも起こり得る。自分が最も不利な状況に直面する可能性を想定した場合、どのような施策や支援が求められるのかを考えることにより、社会的正義の在処を見出すことができるだろう。

それと同時に、ホームレスの要因を経済的困窮のみに求めるのではなく、人間関係の困窮によって心の拠り所を喪失する側面からも捉え直すことにより、経済的なSOSだけではなく、人間関係のSOSをも受け止めた関係の紡ぎ直しが「ホームレス」支援の手がかりとなるだろう。

文献

- 田中きよむ（2021）「地方におけるホームレスと『見えにくい貧困』—高知県内における支援活動をふまえて—」『Humanismus』第32号,40 - 53頁
- 田中きよむ・霜田博史（2021）「生活困窮者支援の先進的取り組み—大阪市西成区を中心とするNPO等の取り組み—」『高知論叢』第120号,223 - 240頁
- 田中きよむ・石川由美（2022）「生活困窮者支援の先進的取り組みの基軸—NPO法人『抱樸』におけるホームレス支援—」『Humanismus』第33号,41 - 57頁